

は比べものにならぬ正確なものである。因つて此

の機會に於て之を清史研究家に紹介して置く。

明治天皇御幼時の御重患に就て

醫學士 三宅 宗 詮

醫學士 三宅 宗 雄

一、緒 言

吾が家醫を小兒科に業とする事父に於て既に九代、初代宗甫晩年より祖父八代宗甫中年に至る迄代々當地妙法院宮法親王御側醫を勤仕し、此間法眼、法橋に叙せられたる者四人、一門の共に叙任せらるゝ者合せて九人を算へ、特に召されて皇子、皇女の拜診に預れる事二代三度に及べり。就中曾祖父七代宗仙が申すも畏き御事ながら明治天皇御幼

名祐宮様と稱し奉りし頃拜診仰付けられしは今に至る迄子孫一門の無上の光榮とする所なり。然れ共此の曾祖父拜診の件は更なり、恐多くも明治天皇の御幼時御重患に涉らせ給ひし事實は明治の世にすら傳はらずして、唯吾が家の傳説として残るのみなるは誠に恐懼の極みなり。吾等兩人先きに學を京都帝國大學醫學部に了へ、將に父祖の遺業を繼承せんとするに當り、病臥十年、只管に皇室の萬歳をのみ祈願し奉れる父及今は既に亡き數に

入れる母の靈に對して感謝の餘りに、且は最近新史料の本事實を確認すべきものを發見したるを機として、茲に嘗て兩親健在の折日夜庭訓に語り聞かせて鞭撻の資とせしめられし本事實を草して敢て大方に問はんとす。

二、家系

吾等嘗て文學士中村徳五郎氏の『兒島高德』を讀みしに、書中第三章「高德の後裔」中第二百十頁なる「諸國に於ける高德の後裔説——近江國」の題下にて「宮下氏所藏宇多源氏系圖に據れば、高德より高光、光義を経て（中略）定次の子定政京極高國に仕へ、貞享二年九月六十八歳を以つて歿す。世々小島氏を稱し子孫今に存すと云ふ。蓋し近江に住する歟分明ならず」とあり。然るに茲に代々書き繼ぎ來れる吾が家の系圖は偶然にも正しく右と同一系統を辿り定次後は定政の弟の系統となり

居りて、「定政は貞享二年九月六日城州一乘寺に於て歿す。六十八歳。法名得閑不世」と記さる。即定政は一乘寺にて歿せる事明かなり。但高光系統が高徳の正統なりや否やはおのづから別問題にして、吾が家の家譜に據れば、高光の子正綱、兒島豊前守新田義宗に隨ひ伊豫に渡る。三代後光義兒島近江守、長享元年江陽六角高頼が將軍義尙公の命に叛きし時、高頼の懇招に依り、豫州より江州に移る。其の子定義、江州蒲生下郡御所の内の城主となり、其の後三代を経て定信、三宅内藏介江陽落城後蒲生氏郷に仕へ、故ありて小島を小島と改唱す。其の子定徳、三宅藏人、氏郷歿後羽柴修理大夫京極高知に仕へ、定次、三宅治部大輔繼ぎて京極丹後守高廣に仕へ、前記定政弟定滿三宅治部に及ぶ。定滿歿後、定則三宅仁左衛門尉に至りて城州伏見京町六丁目に來住。其の子定興三宅吉兵衛尉と共に伏見寶塔寺玉泉院に葬らる。而して

定興の子宗甫稠良に至りて始めて京師に出で、醫業を開けるなり。

三、醫業 九代

今宗甫の醫を業としたりしより後九代の略歴を左に抄出せん。

醫業初代三宅宗市、名ハ稠良、父定興ノ後ヲ繼グ。元文二年八月舊妙法院領地城州愛宕郡大佛馬町鐘鑄町（現住地）ニ來住シテ醫業ヲ開キ、延享年中妙法院宮御方御館入仰付ケラル。此ノ間法橋ニ拜叙シ、明和二年四月十九日歿セリ。七十二歳。

醫業二代三宅宗仙、名ハ稠住、父稠良ノ後ヲ繼グ。靈元天皇皇子妙法院宮故一品堯恭法親王ノ拜診ヲ仰付ケラレ、寛延二年五月五日、功ニ依リテ特ニ侍醫ニ御召抱アリテ御近習格ニ列セラル。寶曆二年十二月二十二日法橋ニ拜叙（宣旨并ニ口宣）明和四年二月十六日法眼ニ陞叙シ、（宣旨并ニ口宣）同八年五月六日歿ス。五十八歳。

醫業三代三宅宗仙、名ハ稠方、父稠住ノ後ヲ繼ギ、明和五年妙法院宮ニ出仕ス、閑院宮一品大宰帥典仁親王第五皇子時宮御方ノ拜診ヲ仰付ケラレ、安永六年九月二十八日法橋ニ拜叙（口宣案家ニ傳フ）、時宮御方ハ即チ桃園天皇ノ御養子妙法院宮故一品眞仁法親王ナリ。安永七年十月二十六日御入寺以後侍醫ヲ仰付ケラル。寛政四年二月二日法眼ニ陞叙ス（宣旨并ニ口宣案家ニ傳フ）同六年十二月畏クモ光格天皇第二皇子俊宮御方ノ拜診ヲ仰付ケラレ御生母督ノ侍局藤原頼子御方ヨリ、寒中拜診ノ勞ヲ慰シテ御白絹ヲ賜ハル。當時侍女藤岡ヨリノ來書ニ曰ク、

みやけそう仙様 ふじ 岡

なほく、幾久しく萬々年もご祝ひまゐらせ候めでたくかしく

督のすけ様より申せこの御事におはしました候、まづく寒中このほかひえく敷おはしました候、いよく御まへ様にも御さゑくしく御入成候て、めでたくおほしめし候、左様候へば俊宮様にもますく

御機嫌様よく成らせられ候て御目出度忝なう存候、寒さの時分御うかゞい成候事御くろうごおほしめし候誠に此御したぎ御いほくしき事ながら御めで度くだされ候、めでたくかしく

同時ニ日野資枝卿ヨリモ拜診ヲ賀ストテ贈ラレシ懷紙

ニ

法眼宗仙

俊宮の御方を拜診せしを竹によせて賀して、

陰高き竹の園生に住そめて

つかふる末を契る久しさ

從一位資枝

文政十年十一月十五日歿セリ。七十二歳

醫業四代三宅宗市、名ハ稱房、父稱方隱居ノ後ヲ繼グ

安永七年十月以來、父ト同ジク眞仁法親王ノ侍醫ヲ仰

付ケラレ、天明七年十月十三日法橋ニ拜叙シ、(口宣案家)

フニ傳)文化七年八月十五日歿セリ。五十一歳。

醫業五代三宅宗伯、名ハ稱永、父稱房ノ後ヲ繼グ。文

化元年正月元日妙法院宮ニ出仕シ、同八年九月七日歿

セリ。二十四歳。

醫業六代三宅宗賢、名ハ稱幸、兄稱永ノ跡相續。文化十年十一月十五日妙法院宮ニ出仕シ、同十四年八月二十一日歿セリ。二十八歳

醫業七代三宅宗仙、名ハ稱懸、兄稱幸ノ後ヲ繼グ、文化十四年十二月五日妙法院宮ニ出仕シ、光格天皇御養子妙法院宮故一品敦仁法親王ノ侍醫ヲ仰付ケラレ、文政十年八月二十六日畏クモ光格天皇皇女見音宮御方ヲ曇華院竹御所ニ於テ拜診仰付ケラル、

一、宗仙手記(以下「」内ハ缺損ノタメ原文不明ナリ。挿入ノ文字ハ推定ノミ)

「文政」十年丁亥、「八月廿」六日朝四ツ時不時ニ、

「竹」御所、「見音」宮御方、窺被仰付、「？」ノ時、

拜診致シ、「？」有、歸宅

七代目 三宅宗仙

三拾貳歳

一、結城丹波守ヨリノ來書ニ曰ク

「上缺損」啓達候然者

「見音宮御方」御違例中拜診、「被仰付候」ニ付爲御會釋御目、「錄之通」金貳百疋被下之候間、「御承知可」有之候、右申入度、「如斯ニ」御座候、以上「九」月十日

一、同

「見音宮御方御機嫌能被」、「缺損」得共、御用之儀有之候間、「只」今御參候様奥より被仰出候、「缺損」如斯御座候、以上

「九」月十六日

一、藤木出羽守ヨリ

「見音」宮様御違例中、「被」成御勤候ニ付、金子、「一封」被下之候旨被渡候、「早速」招可申入之處、乍略、「儀以書」致進達候、仍此段、

「九」月廿三日

「右」落手書被遣候様ニ

「缺損」以上

更ニ嘉永六年正月十九日畏クモ孝明天皇皇子祐宮御方ヲ御養育殿中山家ニ於テ拜診仰付ケラレ白銀三兩ヲ下

第十卷 雜纂 明治天皇御幼時の御重忠に就て

賜サル。コレゾ申スモ恐多キ御事ナガラ明治天皇ニテ在シマシムナル。同年六月十六日歿セリ。五十八歳。

醫業八代三宅宗甫、名ハ重順、父稱懸ノ後ヲ繼グ。嘉永六年八月十五日妙法院宮ニ出仕シ、明治二年十一月十九日京都府御用醫ヲ拜命シ、同五年六月二十五日京都府御用醫ヲ免セラレテ、専ラ自宅ニテ開業シ、同十年五月二日歿セリ。四十五歳。

醫業九代三宅宗淳、幼名順之助、父重順ノ跡ヲ繼グ。

明治十九年六月京都府立醫學校ヲ卒業シ、同年九月小兒科専門醫開業。大正四年七月腦溢血症ニ罹リ爾來専ラ靜養ニ務ム。

因ニ醫業初代より祖父八代に至る迄代々當地鳥邊山實報寺に葬る。

四、曾祖父の光榮

嘉永五年壬子九月二十二日明治天皇御幼名祐宮様と稱し奉リ（御生母中山權典待局慶子御方即ち後の從一位御局なり）御里亭中山殿にて、御降誕

ありしが、翌六年正月、恐多くも御違例にて、漸次御重態に涉らせ給ひ、典醫等に拜診を仰付けられしかば、何れも恐懼して慎重に伺候し奉りしかご其甲斐もなく、愈御危急と拜せられたり。其際中山忠能卿(御外祖父大納言)の果斷によりて民間の町醫を選抜せらるゝ事となり、時は之れ正月十九日我曾祖父七代宗仙は圖らずも御召を蒙れり。宗仙謹みて御請申上げ、姑らくありて家族に告ぐるやう吾が家醫を業とすること累世、然るに今日の恩命洵に一身の光榮のみにあらず、家門の名聲を永く子孫に傳へんがため吾れは微軀を捧げて必ず御平癒を誓ひ奉らんとて、齋戒沐浴し宅を出でんとして、蒼皇家族と水盃をなし永訣の意を示せり一同其何の意なるやを解せず、只黙々として涕涙に咽べり。是れ恐らくは宗仙拜診後、萬々一御壽命あらせられざる節は、潔く自裁して御詫仕る可く。若し又幸にして吾が家法藥の效を奏して御恢

復を拜し奉るとも諸醫官等の妬み深くして不慮の災害に遭はんも量り難しとて訣別を告げしならん歟。宗仙夫より急ぎ駕輿を走らせ中山殿に赴きて拜診し、一意専心皇子の御惱の御平癒あらせられて御健かに御成長あらん事をのみ思詰め痛く心神を勞せり、然るにさしも御重態なりし玉體には爾後御經過御順調にて引續き御快癒遊ばされたり。加之御成長後には王政復古の鴻業をも遂げさせ給ひ、宇内に並びなき英明の君と仰がれ給へり。宗仙は拜診後又重ねて參殿の御命を蒙りさては典醫に任官せしむべき事につきて優渥なる御内旨をさへ傳へさせられしも、病んで起つこと能はず、止むなく御命を拜辭せり。然るに御生母中山權典侍局慶子御方には、宗仙の參殿せざるは、或は典醫の妬みを避けんが爲め、疾病に託するものに非ざるかと疑はれ密かに態々病氣見届にごとて、現住大佛馬町宅茅屋に御枉駕ありて親しく宗仙の病床に臨

まれ、今一度押して參殿あれと御懇に促し給ひしと承はる。其後同年六月宗仙病革りて竟に五十八歳を以て歿せり。

五、參 考 史 料

最後に吾等は次の諸參考史料によりて多年吾が家へのみ秘して傳へし事實の正確にして、長くも明治天皇の御幼名祐宮様と稱し奉りし頃御重態に涉らせ給ひし御事のおはせしことを説かんとするものなり。

一、拜診の節用ひし乘輿は既に大破せるも、藥籠は今猶ほ大切に保存す。

二、宗仙弟柳澤方介より拜診の際祝饅頭を贈りしに對する禮狀左の如し。

餘寒甚敷時候、彌以、御清福奉賀候、誠に先便は禁朝之皇子拜診之儀被仰聞、醫業之最上無此上仕合に奉存候、在方親類と申談

一統大慶至極に奉存候、其節は饅頭御惠投被下、直様靈前へ御奠廻向仕候、云云

二月三日 柳澤方介

三宅大兄人々御中

一、興門派本山當地要法寺前貫首日生上人贈與の一書

聞道真訣繼扁倉 煉丹砂自養生方

人傳妙術龍宮秘 既至天朝留方良

壬子九月廿一日之爲御降誕

皇子醫師三宅宗仙

于常御窺之題被蒙

天氣而贈之

下種家

日生園

一、御生母中山慶子御方より慰勞の御思召とあり御乳人の名を以て白銀三兩御下賜相成りし御包紙一包左の如し

祐宮様御乳より

白銀 三兩

馬町三宅様

一、祐宮様御側日記(中山侯爵家所藏謹寫。忠能卿の母堂真光院綱子乃至自筆。但し左の文は皆忠能卿自筆書入の記事なり。)

嘉永六年四月九日

一、母義より宮御人おつる招にて色々之旨有之、此内三宅宗仙此比又々爲伺之様申來、一分之所存にてもなき様との事也。

同十日

一、典侍殿へ[]より文にて三宅の事彌々内々爲伺宜や、去月廿日藤木の申條も有之候間、爲念尋置候處、内々に爲伺候様、尤此度は筆頭へも内々心得に被申置由也、○三宅へ千歳にて申遣、大病後未全快、一

兩日には難伺、尙少々にても快次第可伺申由也

同十一日

一、典侍殿へ三宅へ可申入、且筆頭へ内々心得被申由、先以安心候、併去月一件も全御ヒ伏見宮彼是申出候より事發候由に付、御ヒへも内命有之候様致度旨申入

同十二日

一、典侍殿より彌々三宅内々伺され候様、藤木伊勢守より御ヒへも内々心得に申置候よし、文にて大納言へ申來、御用掛へも内々被申由也

一、御用掛へ内々大納言より一昨日申置候事
一、御世話卿へ内々以文申入候事
備考

典侍殿は大典侍中山續子局
藤木は典藥藤木伊勢守

大納言は中山忠能卿

御用掛は澤村出雲守

御世話卿は東坊城聰長卿

今や曾祖父去りて七十年。中山卿の御奔走も空しく遂に報ずる所なく、遠き昔の名残とぞなれるは誠に恐多き極みなりとす。